

京都大学	博士（文学）	氏名	岡島陽子
論文題目	日本古代女官制度の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、日本古代における女官制度の変遷とその意義を明らかにすることを目的とするものである。</p> <p>序章では、女官制度の研究史を、①律令女官制度、②後宮十二司から「女房—女官」機構への変化、③男官・女官の共同労働、④皇后・母后と九世紀の後宮、という四つの観点から整理し、これまでの研究には二つの大きな問題があることを指摘した。一つは、令制の後宮十二司から平安時代の「女房—女官」機構への変化を論じた角田文衛の研究が、通説としての地位を占めながら、いささか史料的根拠に乏しく、無批判に依拠できないことである。もう一つは、古代における男女の共同労働を考える際に、十二司女官から下級労働力の女丁に至る階層性が捨象され、歴史的推移もはっきりしないことである。そこで本論文では、後宮十二司から「女房—女官」機構への再編成の解明を主たる課題とし、特に古代女官制度について、第1章・第2章で女房について、第3章・第4章で後宮十二司について、さらに第5章で律令体制以前からの歴史をもつ采女について個別具体的な考察を行ない、その際には男女共労の具体像を解明することによって、上記の問題点の克服をめざすことにした。</p> <p>第1章「女房の成立」では、女官制度の再編成について、後宮十二司の解体と内侍司による再編という従来の考え方を離れ、「女房」がどのように成立したかを論じる。まず「寛平御遺誡」から、宇多天皇が構想した後宮女官の管理体制を考察した。その結果、①後宮の雑事を行なう令外の女官組織は、内侍所ではなく藤原定国の近親女性に管轄させること、②「女房」と称される女蔵人と更衣は、先代までのキサキに監督させる構想であったことが判明した。更衣は本来キサキであったが、光孝朝から女官として扱われるようになる。その要因は清和・陽成朝(858-884)において、天皇と母后が内裏内で同居するようになり、後宮における母后の支配力が高まったため、十二司の要職を母后付きの女官が占めたことにある。光孝天皇は清和・陽成両天皇と皇統を異にし、後宮十二司に前皇統につらなる女官ばかりがいる状況は不都合であった。そこで新たな私的女官集団を設置するべく、女官経験者であり、みずからのキサキである更衣を、女官として登用したのである。</p> <p>女官は元来、天皇に近侍することを職掌としたから、殿上で奉仕することが原則であった。しかし平安時代になると、清涼殿上での奉仕は一部の女官に限定され、昇殿・非昇殿の別が生じた。こうした女官の殿上奉仕の限定化、つまり昇殿制の成立は宇多朝に求めることができ、男官の昇殿制と成立時期を同じくしている。女蔵人は後宮</p>			

十二司の殿上奉仕を補佐するために置かれたものだが、宇多朝に女官昇殿制が成立すると、女官化した更衣とともに「女房」と呼ばれるようになった。殿上奉仕する限定的な女官＝女房は、このようにして後宮十二司の外側に生まれた。女房の成立によって十二司の必要性の低下、さらにはその解体がもたらされる。この過程で内侍司だけが女房の中に組み込まれ、殿上奉仕の有無によって階層化される「女房—女官」機構が成立したと考えられる。

第2章「女房における命婦身分」では、「典侍（乳母）—掌侍—命婦—女蔵人」という平安時代の女房の構成のうち、「命婦」の成立を明らかにしたものである。「命婦」が女房に含まれていることは、延喜18年(918)になって初めて確認される。一方、後宮十二司のうち内侍司以外の職事任官は天慶元年(938)を終見とするが、このとき典蔵・典書・典酒に補任された人物は、前後に「命婦」と称されていたことが知られる。命婦は本来、五位以上の女官を示す律令用語であったが、天慶のころには女房身分の一つとなっており、十二司の職事任官は命婦に称号を与えたものと理解すべきである。それを傍証するのは、延喜年間(901-923)から十二司の職事女官が実際の職務を行なった形跡がなく、下僚の女孺のみが奉仕していた事実である。職事の称号が存続することと、十二司が実質的に機能していたこととは、はっきり区別して考えなければならぬ。

第3章「後宮十二司の解体」では、男性官司と女性官司の關係に注目しながら、十二司職事の職務が衰退・消滅していく状況を具体的に復原し、その要因を考察する。分析素材とするのは、十二司のうちでも物品保管を職務とした、蔵司と書司である。その職務を検討すると、蔵司が管理する物品の多くは内蔵寮から分け納められたものであるが、一方の書司は、図書寮と同じような物品を保管しつつ、天皇の楽器など独自の管理対象があった。このうち男性官司と同じ物品を分納する職務は、その具体的内容が判然とせず、従事した実態も確認できないため、早い段階で消滅したと思われる。しかし、書司の楽器管理は10世紀以降の史料でも明らかであり、男性官司の職掌に含まれない業務は継続していたものと判断される。蔵司の人員は、内侍所・糸所といった女性令外官に吸収されたことが確認されるが、その職務である内裏内物品保管については、蔵人所に代替されたと見られる。また書司については、後宮十二司が再編された10世紀以降は、人員が図書寮に移籍したとする見解もあるが、書司と図書寮の連携は10世紀までしか確認できず、やはり蔵人所の指揮のもと、下級女官だけが残存して職務を行なったと考えられる。

第4章「「或臨時与男官相共供奉」の実態」は、『令集解』穴記が述べる女性官司と男性官司の共働關係について、さらに対象を広げて考察するものである。まず、薬司・水司・膳司であるが、供御薬儀や食膳奉仕においては、男性内廷官司が殿庭から階下まで物品を運ぶと、女性官司がこれを取り次ぎ、殿上でも女性官司が奉仕していた

ことが判明した。なお、膳司（女性）は内膳司（男性）とのみ連携するのではなく、大炊寮・主水司をはじめとする多様な食膳奉仕官司と関係をもっていたことも看過できない。女性官司が殿上、男性官司が階下で奉仕するという空間的分業関係は、取次ぎ以外の職務でも認められ、たとえば殿司（女性）は殿上、主殿司（男性）は殿庭の清掃にあたっていた。殿上の舗設は掃司（女性）と掃部寮（男性）が共に行なったが、天皇周辺については掃司が専当しており、やはり同じ空間で協業することはない。このような空間的分業は、縮小・再編を伴いつつ、後宮十二司体制が再編成される10世紀以降にも続いていく。一方で、内裏外の男性官司に出向していた酒司・縫司の職務は消滅するか、または男性官司に吸収される。女性官司の職掌は、殿上奉仕のみが残ったと結論づけられ、その要因としては、蔵人所の進出と職務拡大を指摘することができよう。

第5章「采女の変質」では、郡司の子女が貢進され、後宮十二司の女官として奉仕した采女について、その資養に関わる給糧・養田の制度を検討する。8世紀、采女には庸を財源とする大糧が民部省から支給されていた。これは仕丁・衛士など、地方から上番する役丁と同じ扱いであり、采女の従者も大糧を受けた。ところが『延喜式』の制度では、采女には月料として、白米が大炊寮から支給されている。これは官人の常食支給と同じ方式であって、采女の扱いは「賦役から官人へ」と変化したと認められる。また、采女には采女田・肩衣田と呼ばれる養田（その収穫物を生活費に充てる田）が与えられていた。采女田がもともと輸租田であったのは、郡司などが私的経営を行ない、貢進した采女の生活を支えていたためである。しかし『延喜式』になると、采女田は輸租田に改められ、公的性格の強い田種に変更されたことが明らかである。これは「賦役から官人へ」という位置づけの変化と対応しているのであろう。その変化の時期については、『延喜式』の支給額を仔細に分析することにより、采女制度がいったん廃止され、やがて貢進再開をみた大同～弘仁年間(806-824)に求めることができる。その直前、延暦17年(798)には郡司制度の抜本的改革も行なわれており、采女の「官人化」は、その出身母体となった地方社会の変容とも連動していたと考えられる。

終章では、各章の内容を要約するとともに、令制の後宮十二司から平安時代以降の「女房—女官」機構への変化を、時系列に沿って通観した。すなわち、8世紀に男性官人の内裏侍候が進み、9世紀に蔵人所が天皇家政を管掌するようになると、後宮十二司の職務は消滅し、あるいは再編され、殿上での奉仕に限定されていく。その一方で、9世紀後葉の光孝朝(884-887)には十二司の外側に私的女官集団が形作られ、続く宇多朝(887-897)に女官昇殿制が創始されることにより、更衣と女蔵人からなる殿上近侍集団、すなわち女房が成立した。その結果、十二司女官が天皇への直接奉仕から排除され、官司としての規模縮小が進むことになる。醍醐朝(897-930)には、命婦が女房に組

み込まれ、十二司職事は彼女らの称号と化して実質を失っていく。こうして後宮十二司は、機能の面でも官制の面でも、10世紀中葉までに解体・再編された。その要因は、①内裏内に男性官司が進出したこと、②天皇近侍特権をもつ女房が成立したこと、の二点に求めることができる。

本論文では、天皇に近侍する女官・女房を検討の対象とした。得られた成果をいっそう豊かにするためには、キサキの女房の成立と展開、平安貴族社会の形成とともに発生した女房の階層化などが、今後の重要な研究課題とされるべきであろう。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本古代の女官制度について、主に変容・再編過程に着目することにより、その特質と意義を論じたものである。全体は本論5章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、論点を総括した終章が配されている。

日本古代の律令体制下では中央集権的な官僚機構が運用されていた。二官八省を軸とする男性官司が外廷・内廷の諸機能を担ったが、「後宮十二司」と呼ばれる女性官司も天皇に近侍し、その政治行為と日常生活を支えた。古代の王権や国家を考える場合、後宮十二司とそこで勤務する女官は、男性の官僚制と同じく、深く検討されるべきものである。また平安時代には、「女房」という女性近侍者集団が天皇やキサキに奉仕し、王宮の政治と文化に寄与したことも周知のところであろう。

後宮十二司から女房へと続く古代女官制度については、古くから研究が積み重ねられてきた。なかでも角田文衛の女官研究は、今も通説の位置にある。また近年では、「男女共同労働」という観点から男官・女官の役割を考えようとする研究が始まった。しかし論者によれば、角田の女官研究は後宮十二司解体の理解に問題があり、男女共同労働論も実証面での課題を残している。それは女官に関する史料が断片的で、実態が捉えにくいためである。そこで論者は、平安時代の史料を徹底的に読み直し、女官の職務を具体的に明らかにすることにより、研究水準を格段に引き上げることに成功した。以下、本論文の構成に沿って、顕著な成果とその評価を述べる。

第1章「女房の成立」は、角田の女官再編論を正面から批判したものである。角田によれば、後宮十二司は10世紀中葉までに解体した。十二司筆頭の内侍司だけが残り、そのもとに命婦・更衣・女蔵人が配されて女房組織を形作った。十二司が衰滅するなか、少数の実務女官が用務を果たし続けたという。しかし論者は、「寛平御遺誡」を精緻に分析し、①9世紀後葉の天皇近侍女官は更衣と女蔵人から成っていた、②更衣が女官化したのは光孝朝である、③続く宇多朝に昇殿制が整備され、特定の女官だけが殿上で奉仕して「女房」と呼ばれるようになった、という史実を解明した。これにより、女房は後宮十二司の外部に成立し、殿上職務の発達で十二司の役割を蚕食したと理解できることになる。後宮十二司の職務は10世紀前半に消えるが、奏宣機能を担う内侍司は必要性を認められ、女房組織の上層に收容されたと論者は結論づけた。不動の定説を突き崩し、実証的かつ説得的な理解を示した画期的業績である。

第2章「女房における命婦身分」では、女房としての「命婦」の成立を論じる。命婦とは本来、五位以上の女官をさす言葉であったが、平安時代には中級女房の呼称となる。論者は、①女房としての命婦の初見は918年である、②内侍司以外の十二司女官の補任は938年が終見だが、任官した者は命婦でもあった、という事実を見出した。ここから、命婦は10世紀前葉に女房組織に組み込まれ、肩書きとして十二司に任官したと推測し、傍証として、そのころ十二司女官が職務を果たしておらず、下級の女孺のみが実働したことを挙げる。こうして女房組織の成長を明らかにした論者は、十二司女官の称号が残ることと職務の実質があることは別だと強調し、これも角田説への有効

な批判となった。行論は着実かつ説得的で、益するところが大きい。

第3章「後宮十二司の解体」では、男性官司と女性官司の關係に着目し、十二司女官の職務の衰退・消滅を論じる。論者は物品収納機能をもつ蔵司・書司を比較し、ともに日常的物品を男性官司から受け取り、内裏で出納したが、職務の実態はよくわからず、早い段階で衰退したと論断する。一方、書司は天皇の楽器も管理したが、この業務が残った理由を、男性官司が関与しなかったためと推定する点は、まことに興味深い。論者によれば、9世紀代に蔵人所などの男性官司が内裏に進出し、多様な職務を担い始めるが、それに伴って後宮十二司の機能は衰退していくのである。

続いて第4章「或臨時與男官相共供奉」の実態」では、男官・女官の共同労働についてさらに対象を広げて考察する。論者によれば、後宮十二司の薬司・水司・膳司は、薬や食膳の奉仕を殿上で行なうが、それは男官が階下まで持参したのを受け取ったものである。このような空間的分業關係は、殿司や掃司についても認められ、男官・女官の共同労働の原則であった。官人よりも下層では、男女が同じ場で作業することもあるが、後宮十二司では空間的分業關係が貫徹され、それは10世紀以降、殿上職務が女房に代替されても続いていくと結論づける。

このように第3章・第4章は、男女共同労働論の問題提起を受け止め、女官の職務実態を具体的に復原し、男官・女官の内裏奉仕の様態を明らかにした刮目すべき研究である。これは律令官僚制を総体として理解することに寄与し、女房の成立と後宮十二司の衰退が「殿上奉仕における交替」だとする主張を裏づけるものでもある。

第5章「采女の変質」では采女を取り上げ、その存在形態の変化を論じる。論者は、采女の生活を支えた給粮・養田の制度を綿密に分析し、「給粮から月料」へという変化は采女の官人化を示すものと看破する。また采女田が輸租田から不輸租田に改められたのも、出身母体である地方豪族の私的経営から切り離されたことを意味し、采女の官人化と対応するものとする。さらに『延喜式』の数字の矛盾を突くことで、采女の官人化が9世紀前葉に起きたことを論証した。女官の変化が地方社会の変容と連動していたことを展望する、端正にして幅広い視野をもつ制度史研究である。

以上のように、本論文は平安時代の史料を精密に読み解くことにより、女官制度の特質と変遷を解明した、秀逸な実証研究である。通説を塗り替え、新たな視角を発展させるなど、古代史研究に大きく貢献したことは疑いない。今後、奈良時代の女官制度とその実態をいっそう具体的に解明することが望まれるが、論者はすでにその作業に着手しており、豊かな成果が期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年7月7日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。